

市内の市民活動をサポート 市民活動総合補償制度

この制度は、区・自治会や自治振興会、NPO、ボランティア団体などの市民活動中の事故を市が補償するものです。

補償制度の対象となる活動は

活動場所が市内にあり、5人以上の共通の目的を持った市民による継続的・計画的な活動が対象となります。

ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や企業活動として活動する会社、事業所内の団体による活動、報酬等が出ている場合は対象となりません。

補償内容は

<賠償責任保険>

市民活動団体が活動中に管理監督者などの過失により、参加者や第三者が負傷した場合や、財物に損害を与え法律上の損害賠償を負った場合

区分	補償限度額
対人賠償	1名 6,000万円
	1事故 2億円
財物賠償	1事故 100万円
保管物賠償	1事故 100万円
1事故につき、2万円は免責で自己負担	

<傷害保険>

市民活動団体の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障害を被ったり、または入院、通院による治療を要する怪我をした場合

区分	給付限度額
死亡	1名 50万円
後遺障害	1名 1万5,000円～50万円
入院	1名 1日2,000円(180日限度)
通院	1名 1日1,000円(90日限度)
入院・通院補償金は、事故日より合算して180日が限度	

対象とならない主な事故

- 指導者や参加者の故意による事故・地震や洪水などの自然災害による事故
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議による事故
- 無資格運転や酒酔い運転
- スポーツを行うことを目的とした団体の競技者が行うスポーツ活動
- 山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など危険を伴うスポーツでの事故
- 施設の管理瑕疵による事故、参加者本人または親族が所有する自動車などによる事故
- 脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- けんかや自殺行為、犯罪行為による傷害および他覚的症状のないむち打ち症や腰痛

活動届の提出

団体を所管する市の担当課に、「市民活動団体活動届」をご提出ください。

事故が発生したら

市民活動団体の代表者などは、市民活動中に事故が発生した場合、必ず2週間以内に、その活動に関係する担当課などへ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。

地域コミュニティ推進室 地域コミュニティ推進係
☎ 65-0687 / ☎ 63-4554

問い合わせ

甲賀市選挙管理委員会事務局
☎ 63-0667 / ☎ 63-4561

立候補受付
・期日/6月15日(日)8時30分～17時
※受付場所については6月1日号に掲載します。

選挙区	区域	委員定数
第1区	水口町	8人
第2区	土山町	4人
第3区	甲賀町	8人
第4区	甲南町	5人
第5区	信楽町	5人

■期日/5月22日(木)10時
■場所/水口社会福祉センター ホール
■選挙区および委員定数
■農業委員会委員選挙は5選挙区で行います。委員定数は左記のとおりです。

平成26年6月22日執行の甲賀市農業委員会委員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します。立候補を予定している人、またはその代理の人は出席してください。

甲賀市農業委員会委員一般選挙 立候補予定者説明会

ご意見を募集します 甲賀市屋外広告物条例(素案)

市では、広告看板などの屋外広告物について、地域の特性を踏まえ良好な景観形成の誘導を図るとともに、広告物件などによる公衆に対する危害を防止することを目的に甲賀市屋外広告物条例の制定を検討しています。

このたび、条例素案について広く市民の皆さんからご意見を募集し、条例制定の参考にさせていただきます。

募集期間

5月1日(木)～30日(金)

閲覧場所

- 市ホームページでの閲覧
- 都市計画課、旧支所である土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民センター、信楽地域市民センターでの閲覧【月曜日～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時15分】

意見を提出できる方

当該条例(素案)に関し、意見などを提出する意思を有する個人、法人その他の団体

意見の提出方法

住所、氏名、電話番号、意見のあるページ番号などを記入し、直接提出いただくか、郵送(5月30日必着)、Fax、Eメールで提出してください。

意見の回答について

ご意見いただきました内容は、回答と併せて、市ホームページで公表します。

都市計画課(水口庁舎2階)
〒528-8502 水口町水口6053番地
☎ 65-0719 / ☎ 63-4601
Eメール koka10401000@city.koka.lg.jp

甲賀市国際化推進委員会委員を募集

日本人も外国人も地域社会の安全を守り発展を担っていく大切なパートナーとしてお互いを認め合う社会をつくるため、平成22年5月に定めた甲賀市国際化推進計画が今年度完了することから、本計画の内容を検証し、改訂の素案づくりに参画いただける委員を募集します。

応募資格

- 市内在住の20歳以上の人
- 平成26年度に甲賀市が委嘱する他の委員を3つ以上兼ねていない人
- 国際化推進計画の検証に、積極的に参画いただける熱意のある人

募集人数 2人程度

任期 委嘱を受けた日～平成27年3月31日

会議

- 年4回程度予定(夜間、休日等の場合あり)
- 国際化推進計画の内容を検証し、改訂の素案づくり

応募方法

- 所定の応募用紙および作文を郵送等で地域コミュニティ推進室へ提出
 - 作文のテーマは「国際化推進のまち実現のために自分ができること」を400字程度。
- ※応募用紙は、市ホームページからダウンロードするか地域コミュニティ推進室に設置しています。

選考方法 書類選考

受付期限 5月16日(金)

※市役所地域コミュニティ推進室必着

地域コミュニティ推進室 交流推進係
〒528-8502 水口町水口6053番地
☎ 65-0687 / ☎ 63-4554
Eメール koka10044000@city.koka.lg.jp

